

# 初吹住宅電気工事(第3工区)

## 図面目録

No.	図面名称	縮尺	No.	図面名称	縮尺
	表紙・図面目録		E-	16 2DKタイプ(シルバー) 平面詳細図	S=1:30
E-A	電気設備工事特記仕様書 1/5		E-	17 3DKタイプ 平面詳細図	S=1:30
E-B	電気設備工事特記仕様書 2/5		E-	18 電話設備 系統図	
E-C	電気設備工事特記仕様書 3/5		E-	19 テレビ共聴設備 系統図	
E-D	電気設備工事特記仕様書 4/5		E-	20 緊急通報設備・住戸内システム構成 系統図	
E-E	電気設備工事特記仕様書 5/5		E-	21 緊急通報設備 機器姿図	
			E-	22 電話・テレビ共聴・緊急通報設備 地下ピット図	S=1:200
			E-	23 電話・テレビ共聴設備 1階～3階平面図	S=1:200
E-1	付近見取図・全体配置平面図	S=1:300、2500	E-	24 電話・テレビ共聴設備 4階～R階平面図	S=1:200
E-2	電気設備配置図	S=1:200	E-	25 緊急通報設備 1階～3階平面図	S=1:200
E-3	電気設備全体配置図	S=1:400	E-	26 インターホン・自動火災報知設備 系統図	
E-4	外灯設備配置図	S=1:200	E-	27 住宅用自動火災報知設備 姿図	
E-5	分電盤結線図		E-	28 インターホン・自動火災報知設備 1階～3階平面図	S=1:200
E-6	照明器具姿図・住戸盤結線図		E-	29 インターホン・自動火災報知設備 4階～R階平面図	S=1:200
E-7	幹線動力設備 系統図		E-	30 避雷針設備 1階平面図・屋根伏図	S=1:200
E-8	幹線動力設備 地下ピット図	S=1:200	E-	31 避雷針設備 機器姿図・立面図	S=1:200
E-9	幹線動力設備 1階～3階 平面図	S=1:200			
E-10	幹線動力設備 4階～R階 平面図	S=1:200			
E-11	ポンプ室・受水槽 電気設備図	S=1:50			
E-12	共用電灯設備 系統図				
E-13	共用電灯設備 1階～3階 平面図	S=1:200			
E-14	共用電灯設備 4階～R階 平面図	S=1:200			
E-15	2DKタイプ 平面詳細図	S=1:30			

愛知県建設部建築局公営住宅課

工事(積算)番号 H29Q12J01000

課長	主幹	課長補佐	主査	担当

項目	特記事項																																																																																																																																																																	
【電気設備工事】	<p>■1編 一般共通事項■</p> <p>■総則編 1章 一般事項■</p> <p>1.1.1 適用</p> <p>1. この特記事項以外は下記に準拠する。ただし、本工事に関係のない事項は適用しない。            1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書            3) 公共住宅事業者等連絡協議会編集 公共住宅建設工事共通仕様書（平成28年度版）            4) 関係法令及び諸工事基準            5) 愛知県建築工事品質管理要領</p> <p>2. 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のない場合は、※印のついたものを適用する。            ○印と、○で囲まれた※印のある場合は、共に適用する。</p> <p>3. 本工事に使用する資材は、「電気設備工事指定資材」による。</p> <p>4. 設計図書の優先順位は、次の1)から5)までの順番のとおりとする。            1) 質問回答書（2）から5）に対するもの            2) 現場説明書 3) 特記仕様書            4) 図面 5) 公共住宅建設工事共通仕様書（「機材の品質・性能基準」を含む。）</p> <p>1.1.3 官公署等への届出手続等</p> <p>* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手續等を遅延なく行う。</p> <p>1.1.4 工事実績情報の登録</p> <p>* 請負金額が500万円以上の工事は、(財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を（JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って）受けた上、行う。（受注時、変更時、竣工時）また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。</p> <p>1.1.7 別契約の関連工事</p> <p>工事区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>建</th> <th>電</th> <th>給</th> <th>ガ</th> <th>外</th> <th>汚</th> </tr> <tr> <th>築</th> <th>排</th> <th>水</th> <th>ス</th> <th>構</th> <th>水</th> <th>水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械用基礎</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>排水水栓</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>堅 棚（横引き管共）</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>フロアードレイン・ルーフドレイン</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>照 明 器 具 穴 明 及 び 補 強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>化 粧 キ ャ ピ ネ ッ ト</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ク 一 ラ 一 用 ス リ ー ブ</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>居 室 ・ 浴 室 ・ 換 気 レ ジ ス タ ー</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>杭 頭 处 理 及 び 補 强</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設 備 ス リ ー ブ 箱 入</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設 備 ス リ ー ブ 構 造 体 強</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設 備 ス リ ー ブ 防 水 处 理</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>水 槽（高架，受水）架 台</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>設 備 関 係 取 合 セ 部 内 装 穴 開</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td>※</td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>機 械 室 床 の 穴 明 け 及 び 穴 理 め 工 事</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>液 面 電 極 棒 フ ロ ー ト ス イ ッ チ</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 上 用 リ レ ー 及 び 盤</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水 道 用 集 中 檢 診 配 管 配 線</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同 上 結 線 及 び 調 整</td> <td></td> <td></td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ レ ベ ー タ 一 関 連 工 事（建 築）* 1</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エ レ ベ ー タ 一 関 連 工 事（建 築）* 2</td> <td>※</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この項目に該当しないもの及び明らかに区分されるものは別途協議する。</p> <p>*1：昇降路築造工事、各階出入の穴開け工事、乗場関係機器取付後の出入口壁床仕上工事、ピット内防水工事及び排水設備工事のことをいう。</p> <p>*2：動力用照明用の電源引込み工事及び結線工事昇降路ピット内点検用コンセント設備工事、昇降路の煙感知器設置工事、遠隔監視メンテナンス用電話配管・配線工事のことをいう。</p> <p>1.1.8 疑義に対する協議等</p> <p>* 設計図書に関する疑義は、原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめる。</p> <p>* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか、「愛知県建設部設計変更事務取扱要領」（平成28年4月1日改正）に定めるところによる。  <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/H28sekkeihenkouyou.pdf">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/H28sekkeihenkouyou.pdf</a></p> <p>* 概成工期：・有（ 年 月 日）※無</p> <p>A. 本工事は電子納品の対象工事とする。</p> <p>B. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」(<a href="http://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinhin.html">http://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinhin.html</a>を参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。</p> <p>C. 成果品の提出部数については、電子媒体（CD-R又はDVD-R）2部とする。</p> <p>D. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行なう。また、受注者は、検査時（中間検査、完了検査）に写真情報の閲覧機器を準備する。</p> <p>E. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。</p> <p>F. 工事写真的撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。            1) 着工前：工事に先立ち、敷地及び周辺の道路、建築物、工作物の現況を撮影する。            2) 工事中：①黒板（白板）に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添えて撮影する。            記載事項：件名（工事名）、名称（工程）、位置、工程、備考、撮影年月日            ②監督職員の指示により、適宜提出する。</p> <p>* デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素を標準とする。</p> <p>* デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」により行なうことができる。</p> <p>3) 竣工時：外部、内部ともカラーで撮影し、箇所、枚数は監督職員指示による。</p> <p>1.2.1 実施工程表</p> <p>1.2.4 工事の記録</p> <p>1.3.1 施工管理</p> <p>* 主任技術者・監理技術者の設置その他の主任技術者・監理技術者に関する制度の運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成28年12月19日付け国土建第352号国土交通省土地・建設産業局建設業</p>	項目	建	電	給	ガ	外	汚	築	排	水	ス	構	水	水	機械用基礎	※					※	排水水栓	※	※		※	※		堅 棚（横引き管共）	※					※	フロアードレイン・ルーフドレイン	※					※	照 明 器 具 穴 明 及 び 補 強	※						化 粧 キ ャ ピ ネ ッ ト				※			ク 一 ラ 一 用 ス リ ー ブ	※						居 室 ・ 浴 室 ・ 換 気 レ ジ ス タ ー	※						杭 頭 处 理 及 び 補 强	※						設 備 ス リ ー ブ 箱 入	※	※	※	※	※		設 備 ス リ ー ブ 構 造 体 強	※					※	設 備 ス リ ー ブ 防 水 处 理	※					※	水 槽（高架，受水）架 台	※	※				※	設 備 関 係 取 合 セ 部 内 装 穴 開	※	※	※	※		※	機 械 室 床 の 穴 明 け 及 び 穴 理 め 工 事	※					※	液 面 電 極 棒 フ ロ ー ト ス イ ッ チ			※				同 上 用 リ レ ー 及 び 盤	※						水 道 用 集 中 檢 診 配 管 配 線			※				同 上 結 線 及 び 調 整			※				エ レ ベ ー タ 一 関 連 工 事（建 築）* 1	※						エ レ ベ ー タ 一 関 連 工 事（建 築）* 2	※					
項目	建	電	給	ガ	外	汚																																																																																																																																																												
築	排	水	ス	構	水	水																																																																																																																																																												
機械用基礎	※					※																																																																																																																																																												
排水水栓	※	※		※	※																																																																																																																																																													
堅 棚（横引き管共）	※					※																																																																																																																																																												
フロアードレイン・ルーフドレイン	※					※																																																																																																																																																												
照 明 器 具 穴 明 及 び 補 強	※																																																																																																																																																																	
化 粧 キ ャ ピ ネ ッ ト				※																																																																																																																																																														
ク 一 ラ 一 用 ス リ ー ブ	※																																																																																																																																																																	
居 室 ・ 浴 室 ・ 換 気 レ ジ ス タ ー	※																																																																																																																																																																	
杭 頭 处 理 及 び 補 强	※																																																																																																																																																																	
設 備 ス リ ー ブ 箱 入	※	※	※	※	※																																																																																																																																																													
設 備 ス リ ー ブ 構 造 体 強	※					※																																																																																																																																																												
設 備 ス リ ー ブ 防 水 处 理	※					※																																																																																																																																																												
水 槽（高架，受水）架 台	※	※				※																																																																																																																																																												
設 備 関 係 取 合 セ 部 内 装 穴 開	※	※	※	※		※																																																																																																																																																												
機 械 室 床 の 穴 明 け 及 び 穴 理 め 工 事	※					※																																																																																																																																																												
液 面 電 極 棒 フ ロ ー ト ス イ ッ チ			※																																																																																																																																																															
同 上 用 リ レ ー 及 び 盤	※																																																																																																																																																																	
水 道 用 集 中 檢 診 配 管 配 線			※																																																																																																																																																															
同 上 結 線 及 び 調 整			※																																																																																																																																																															
エ レ ベ ー タ 一 関 連 工 事（建 築）* 1	※																																																																																																																																																																	
エ レ ベ ー タ 一 関 連 工 事（建 築）* 2	※																																																																																																																																																																	

項目	特記事項	
1.3.2 電気保安技術者	* 電気保安技術者：・適用する ※適用しない	
1.3.3 施工条件	* 施工時間 時間制限：・無 ※有（午前8時から午後5時まで） * 部位別の施工順序：※無（図面による） * 工事車両の駐車場所 駐車制限：※有（図面による）・無 * 資機材置場所 置場制限：※有（図面による）・無 * その他：（ ）	
1.3.9 発生材の処理等	* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 発注者に引渡しを要するもの：P C Bを使用している機器材料 特別管理産業廃棄物：・有（処理方法： ）※無 現場において再利用を図るもの： * 引渡しを要するものは、監督職員の指示する場所に整理し、リスト表を作成し、監督職員に引渡す。 * 引渡しを要しないものは、すべて場外に搬出し、関係法規に従い適正に処理する。 * P C Bを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しをする。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 * 次の物品はP C Bの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和4.7年以前の建築物：ポリサルファイド（オチコール）系コーキング 平成元年以前の製造機器：蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器、（絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外） 上記以外においても、P C B混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。	
引渡し等	1. 解体材、発生材等の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、その他、関係法令の規定を遵守し、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html</a> を参照。）に基づき適正に行う。 2. 施工計画書に添えて（工事完了時に）、「リサイクルガイドライン」により次の計画書（実施書）を監督職員に提出する。なお、1)と2)の実施書については電子データを提出する。 1) 再生資源利用計画書（実施書）(CREDAS打ち出し様式1) 2) 再生資源利用促進計画書（実施書）(CREDAS打ち出し様式2) 3. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 4. マニフェスト集計表を作成し、監督職員に提出する。また、マニフェスト伝票は整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(tまたはm³)・マニフェスト返却日(B2票、D票、E票)が記載され、受注者の社印を押したものとする。 5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されることで適正に取り扱うこと。 * 工事に伴い発生する建設廃棄物のうち、次のものは適正に再資源化施設へ搬出する。 * ※コンクリート塊 ※アスファルトコンクリート塊 ※建設発生木材 ・その他（ ） * 以下の資料は次のHPから入手することができます。 * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html</a> CREDAS打ち出し様式 <a href="http://www.mlit.go.jp/sogosisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/">http://www.mlit.go.jp/sogosisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/</a> 、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html</a> 、再資源化等報告書 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu-tebiki1299401.pdf">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu-tebiki1299401.pdf</a> 、その他提出書類の様式等 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html</a> * 「プロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成27年4月1日施行）に基づいて行うこと。 * 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 * 非飛散アスベスト建材の処分方法：・指定しない ※指定する（処分方法： ） * 「愛知県環境物品等調達方針」( <a href="http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.html">http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.html</a> を参照)別記2(2.4)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。	
建設副産物	1.4.1 環境への配慮	* 以下の資料は次のHPから入手することができます。 * 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle.html</a> CREDAS打ち出し様式 <a href="http://www.mlit.go.jp/sogosisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/">http://www.mlit.go.jp/sogosisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/</a> 、愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html</a> 、再資源化等報告書 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu-tebiki1299401.pdf">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu-tebiki1299401.pdf</a> 、その他提出書類の様式等 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/recycle_yoshiki.html</a> * 「プロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成27年4月1日施行）に基づいて行うこと。 * 分別収集は、「リサイクルガイドライン」別表3の区分により実施する。 * 非飛散アスベスト建材の処分方法：・指定しない ※指定する（処分方法： ） * 「愛知県環境物品等調達方針」( <a href="http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.html">http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.html</a> を参照)別記2(2.4)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。
再資源化	1.4.2 機材の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」( <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/I26gyoryokaisei/H26sosennriyou.pdf">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/I26gyoryokaisei/H26sosennriyou.pdf</a> を参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。
機器及び材料	1.4.1 環境への配慮	* 「愛知県あいくる材率先利用方針」第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 * あいくる材の指定があるものについて、それ以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 * 工事完了時に、あいくる材の使用実績を「リサイクルガイドライン」に定める次の様式に記入し、電子データを監督職員に提出する。 1) あいくる材使用状況報告書（様式8） 2) あいくる材使用実績集約表（様式9） * あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等の資料は次のHPから入手することができます。 <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/shizai.html</a>
1.4.2 再生資源の利用	1.4.2 機材の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足し、かつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」( <a href="http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/I26gyoryokaisei/H26sosennriyou.pdf">http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/recycle/I26gyoryokaisei/H26sosennriyou.pdf</a> を参照)を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。
1.5.3 施工の検査等	1.5.3 施工の検査等	* 実施に当たっては、「平成15年6月6日付事務連絡 公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」により、その測定値が厚生労働省が定める指針値以下であることを確認する。 測定対象の化学物質： ホルムアルデヒト、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 測定方法： アクティビティ法により採取し、HPLC法、GC法により測定 測定対象室及び測定箇所数： 建設戸数の10%以上で各戸2室以上とする。
1.5.7 化学物質の濃度測定	1.5.7 化学物質の濃度測定	* 見本施工：・実施する ※実施しない
		* 濃度測定：・実施する ※実施しない
		* 実施に当たっては、「平成15年6月6日付事務連絡 公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」により、その測定値が厚生労働省が定める指針値以下であることを確認する。 測定対象の化学物質： ホルムアルデヒト、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 測定方法： アクティビティ法により採取し、HPLC法、GC法により測定 測定対象室及び測定箇所数： 建設戸数の10%以上で各戸2室以上とする。
		株式会社 河合建築設計事務所
		初吹住宅電気工事(第3工区)
		一級建築士番号 第100481号
		河合達雄 印
		電気設備工事特記仕様書1/5
		E
		A
		検 図
		製 図
		設計 H29年2月
		愛知県建設部建築局公営住宅課

項目	特記事項	
<工事検査及び技術検査>		
1.6.2 技術検査	* 中間技術検査：○行わない・行う（実施回数：、実施時期：）	
<完成図等>		
1.7.2 完成図	A. 完成図の種類は次のとおりとし、工事完了前に、A1判又はA2判で作成し、監督職員に提出する。 1) 配置図 2) 平面図・求積図 3) その他【】 B. 次の図面を監督職員の指示によりマイクロフィルム作成を行うと共に、第二原図（P P C用ポリエチレンサンド和紙同等品）A3版を作成し、監督職員に提出する。 1) 設計図（変更設計図を含む） 2) 完成図 C. 完成図のC A Dデータ ※提出する（・愛知県電子納品運用ガイドライン（案）に基づく ※監督職員との協議による） ・提出しない	
1.7.3 保全に関する資料	* 保全に関する資料 提出部数：※発注者用2部＋入居者用（　　）部・（　　）部  ■その他■ 提出書類 火災保険等 常備図書 建設業退職金共済制度 施工体系図の掲示 各種調査への協力 工事中の安全管理 工事コスト調査の協力 光熱水費 特定住宅瑕疵担保責任 工程表・工事費内訳明細書 騒音・振動対策 排出ガス対策型建設機械 貨物自動車等の車種規制 特定特殊自動車の燃料 工事の下請負 施工体制 現場代理人 事故報告 <仮設工事>	* 次の書類を監督職員に提出する。 1) 使用資材（機材）一覧 2) 建築工事事務の手引等によるもの * 保険の期間は、工事の目的物の引渡し日までとする。（特に定めのない限り契約上の完成期日経過後14日間とする。）保険の種類は「愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」により、保険金受取人（被保険者）は受注者とする。 * 工事現場には次の図書を常備する。 公共住宅建設工事共通様書（平成28年度版）（「機材の品質・性能基準」を含む。） 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成28年版）（以下「標準図」という） * この制度の趣旨に該当しない場合は、その旨を監督職員に文書により通知し承諾を得て、建設業共済組合への加入及び掛金収納書の提出を省くことができる。 * 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所（仮囲いなど）に掲示する。 * 本工事が、公共事業労務調査、共通費実態調査等の対象工事となった場合は必要な協力をすること。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力をすること。 * 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合、現場代理人は継続的に地震関連情報の収集に努め、危険と判断される場合は、工事中の建築物その他工作物等について、安全対策を講じた上で現場作業を中止する。 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に県が行なう工事コスト調査に協力をしなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示による。また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。 * 施設管理開始までの電気、水道、ガス等の料金（基本料金を含む）は、協議の上、各工事受注者が負担する。 * 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」に基づく、保険への加入又は保証金の供託： ・要する ※要しない * 愛知県公共工事請負契約約款第3条第1項に規定する工事費内訳明細書及び工程表は、 発注者から請求があった時に提出すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業（特定建設作業）及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。 作業名： 建設機械名： 作業名： 建設機械名： * 排出ガス対策型建設機械の適用：※有り・なし (対象機種：バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン（いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260kW）) (対象規制値：排出ガス対策型建設機械指定要領（国土交通省総合政策局）の別表1（1次基準値）) * 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱 (http://www.pref.aichi.jp/kankyo/taiki-ka/car/yoko/) * 工事場が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（愛知県）に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 * 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 * 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。 * 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き（案）」によること。 * 建設業法第24条の7第1項の規定により作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条) * 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係があること。 * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。 ■2章 共通工事■
2.1.1 一般事項 足場その他	* この節は、公共住宅建設工事共通仕様書（建築編）2章「仮設工事」による。 * 定置する足場、棧橋、リフト等の設置：※建築工事・本工事・別契約工事 足場：（幅：・0.9 ※1.2 m）手すり先行工法 * 工事で設置する足場については、「公共住宅建設工事共通仕様書（建築編）」の「2.2.4足場その他」の(b)の規定のほか、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971（屋根工事用足場及び施工方法）に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護ぐら等を設置する。	

項目	特記事項
監督職員事務所等	* 仮囲い：・設置する ※設置しない 仮囲いの構造：※成型鋼板（H=3.0m）・波型カラー鉄板（H=1.8m） 仮囲いの位置：図面による * 工事用道路、工事用水、排水及び特殊仮設： A. 監督職員事務所 * 監督職員事務所：・設ける ※設けない * 規模：・10 ※20・35・65・100 m <sup>2</sup> 程度 * 標準仕上げ 1) 床：合板張り又はビニル床シート張り 2) 壁、天井：合板又はセッコウボード張り、合成樹脂エマルジョンペイント塗り * 設備、備品等 監督職員の指示を受け、電灯、給排水その他の設備を設け、必要に応じて次の備品を置く。 1) 標準備品：机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、安全帶、衣類ロッカー、受注者加入の電話機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 2) 選択備品：・パソコン・プリンター・FAX・複写機・インターネット設備 * 監督職員事務所の電気、水道、ガス及び電話の使用料並びに便所の清掃料などは受注者の負担とする。 B. 受注者事務所その他 * 建設に係る区域内に、受注者の仮設事務所、現場作業所及び仮設便所等を設置できる。設置する場所は、仮設建物の位置、規模及び設置期間について仮設計画図に記入の上、事前に監督職員の承諾を受ける。 * 工事P R看板（愛知県建設部「PR看板設置要綱」による）：・設置する ※設置しない * 設置にあたっては「公営住宅建設工事に係るPR看板設置について」により、設置状況について報告書を監督職員に提出する。 * 建設現場標識：※設ける・設けない・他工事と共同設置 《建設現場標識 共同設置の例》
建設現場標識の設置	工事名 ○○住宅建築工事（第〇工区） ○○住宅電気工事（第〇工区） ..... 工期 平成〇年〇月〇日から 平成〇年〇月〇日まで 発注者 愛知県建設部建築局公営住宅課 工事監理者 ○○○○○ 工事施工者 ○○建設株式会社 ○○設備株式会社 .....
	株式会社 河合建築設計事務所 初吹住宅電気工事（第3工区）
	一級建築士番号 第100481号 河合達雄 印 線尺 電気設備工事特記仕様書2/5
検図 製図 設計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課

項目	特記事項
<塗装工事>	■電気編 1編 一般共通工事■
2.7.1 一般事項	■電気編 2章 共通工事■
	* 金属管の塗装箇所： 屋内見えがかり部分（機械室、E P S等は除く）の屋内露出配管及び屋外露出配管は原則として塗装する。
	* 溶融亜鉛めっきの種別： ※HDZ 35 * ( )
<スリーブ工事>	* 建物外壁貫通部等水密を要する箇所に用いるスリーブ及び防水鋳鉄管： (図示による) )
<インサート>	* インサートの許容引抜荷重： ※表2.10.1による * 図面による * ( )
	■電気編 2編 電力設備工事■
	■電気編 1章 機材■
<電線保護物類>	
1.2.6 ブルボックス	* 形式等： ○標準図（電力49）による * ( )
	* 接地端子座の形状等： ○標準図（電力62）(1)(a)、(b)、(c)による * 図面による * ( )
1.2.7 金属ダクト	* 形式等： * 標準図（電力51）による * ( )
	* 接地端子座の形状等： * 標準図（電力62）(1)(a)、(b)、(c)による * 図面による * ( )
1.2.8 金属トラフ	* 形式等： * 標準図（電力52）による * ( )
	* 接地端子座の形状等： * 標準図（電力62）(1)(a)、(b)、(c)による * 図面による * ( )
1.2.9 ケーブルラック	* 形式等： * 標準図（電力53～55）による * ( )
	* 接地端子座の形状等： * 標準図（電力62）(1)(a)、(b)、(c)による * 図面による * ( )
	* 形式等： * ( )
	* 接地端子座の形状等： * 図面による * ( )
<照明器具>	
1.4.1 一般事項	* 記号及び形式： ○標準図（電力1～24）による ○(図示による) )
1.4.2 構造一般	* 1.5kgを超えるダウンライトの構造： * 標準図（電力27）による * ( )
	* 照明用ボール： * 配線用遮断器（引外し装置なし）設置 ○カットアウトスイッチ（素通しヒューズ）設置
1.4.3 部品	* 安定器の定格入力容量： * 標準図（電力2）による * ( ) 以下
1.4.4 光源	* 光源色： * 3波長域発光形昼白色 * 3波長域発光形電球色 ○図面による * ( )
<防災用照明器具>	
1.5.1 一般事項	* 型式等： ○標準図（電力1、2、9～17）による ○(図示による) )
<照明制御装置>	
1.6.1 一般事項	* 型式等： * 標準図（電力2、7）による * ( )
<照明制御盤>	
1.7.1 一般事項	* 照明制御盤の機器構成の分散： ※図面による * なし * あり
1.7.4 監視操作装置	* 外部出力端子の種別： ※図面による * ( )
<分電盤>	
1.8.1 一般事項	* 種別： ○標準図（電力40）による * ( )
1.8.2 構造一般	* ガタースペース寸法： ○標準図（電力41）による * ( )
1.8.3 キャビネット	* 屋内用キャビネット種別： * 鋼板 * ステンレス鋼板 * 図面による その他、特に腐食等を考慮すべき場所での使用： ( )
	* 接地端子座の形状等： * 図面による * ( )
1.8.6 器具類	* 積算器 計量法による検定付き： * 適用する * 適用しない * 低圧用SPD 低圧用SPDクラスIIの性能： ※表1.8.10による * ( ) * 低圧用SPDクラスIの性能： ※図面による * ( )
	* 電力計測装置 計測回路数： * 図面による * ( )
	* 集中監視部 信号回路数： * 図面による * ( ) 信号種別： * 図面による * ( )
	* 外部出力端子種別： * 図面による * ( )
	* 変成器 定格電流： * 図面による * ( )
	* 表示器： * 設ける * 設けない * 図面による
	* 過電流警報装置の品質及び性能： ※図面による * ( )
<耐熱形分電盤>	
1.9.1 一般事項	* 形式： * 標準図（電力40）による * ( )
<OA盤>	
1.10.1 一般事項	* 形式： * 標準図（電力42）による * ( )
1.10.2 構造一般	* 端子盤部の寸法： * 標準図（通信3、4）による * ( )
1.10.3 キャビネット	* 端子盤部： * 通気口設置 * 冷却用ファン設置
<実験盤>	
1.11.1 一般事項	* 形式： * 標準図（電力43）による * ( )
<開閉器箱>	
1.12.1 一般事項	* 形式： * 標準図（電力44）による * ( )
<制御盤>	
1.13.1 一般事項	* 形式等： * 標準図（電力45～47）による * ( )
1.13.3 キャビネット	* 屋内用キャビネット種別： * 鋼板 * ステンレス鋼板 * 図面による その他、特に腐食等を考慮すべき場所での使用： ( )
	* 設置端子盤の形状等： * 図面による * ( )
1.13.6 器具類	* 主要器具の表示： * 標準図（機器の図記号及び文字記号）による * JEM1090「制御器具番号による基本器具番号 ( ) * 図面による

項目	特記事項
<電気自動車用充電装置>	
1.15.1 一般事項	* 装置種別： * 電気自動車用急速充電装置 * 電気自動車用普通充電装置（定格電圧）
1.15.3 キャビネット	* 材質： ※図面による * 鋼板 * ステンレス鋼板
1.15.4 電力変換装置	* 定格直流電圧： ※図面による * ( )
1.15.7 盤内器具	* 電気自動車用急速充電装置の主要器具の表示： * 標準図（機器の図記号及び文字記号）による * JEM1090による基本器具番号 * 図面による
1.15.8 状態警報表示項目	* 移報用の遠方監視用接点： * 設ける * 設けない
<電熱装置>	
1.16.1 一般事項	* 形式： * 標準図（電力48）による * ( )
1.16.3 発熱線等	* 発熱線： * 第2種発熱線 * 第4種発熱線
<雷保護装置>	
1.17.2 突針支持管及び取付金物	* 突針の支持管： ○標準図（電力56）による * ( )
1.17.3 試験用接続端子箱	* 形式等： ○標準図（電力59）による * ( )
1.17.4 引下・避雷導線の接続金物	* 引下・避雷導線の構造体への接続金物： ○標準図（電力58）による * ( )
<接地>	
1.18.1 接地端子箱	* 形式等： ○標準図（電力61）による * ( )
1.18.2 接地鋼板	* 形式等： ○標準図（電力63）による * ( )
1.18.3 接地棒	* 形式等： ○標準図（電力64）による * ( )
1.18.4 接地極埋設標	* 形式等： ○標準図（電力65）による * ( )
<外線材料>	
1.19.6 マンホール、ハンドホール、埋設標	* 形式等： ○標準図（電力66～70）による ○(図示による) * プラスチックホール及びガラスホールの荷重、土圧等の構造条件： ○標準図（電力69）による ○(図示による) * 埋設標： ○標準図（電力75）による * ( )
<機材の試験>	
1.20.1 試験	* 過電流警報装置の試験 * 散水試験を行う機材： * 分電盤 * OA盤の分電盤部 * 実験盤 * 制御盤
<共通事項>	
2.1.10 電線等の防火区画等の貫通	* 金属ダクトが防火区画等を貫通する場合の詳細： * 標準図（電力28）による * ( )
2.1.11 延焼防止処置を要す床貫通	* 延焼防止処置を要する箇所： * 標準図（電力29）による * ( )
2.1.12 管路等の外壁貫通	* 構造体を貫通し、直接屋外に通ずる管路の処置： ○標準図（電力74）による * ( )
2.1.13 耐震施工	* 横引き管等の耐震支持： * SA種 * A種 * B種 * ( ) * 建物引込部の配管の耐震処置を行なう配管の措置： ○標準図（電力35）による * ( ) * 建物のエキスパンションジョイント部の配線の措置： * 標準図（電力36～39）による * ( )
<金属管配管>	
2.2.7 位置、ジョイントボックス	* 位置ボックス及びジョイントボックスの使用区分 天井や壁に埋込： ○(図面による) * 大型四角及び八角ジョイントボックス深さ75mm又は54mm * ( ) 二重天井隠し： ○(図面による) * 中型四角アラレットボックス深さ36mm * ( ) コリート壁、ブロック壁埋込み： ○(図面による) * 中型四角アラレットボックス深さ36mm * ( ) 木造壁、内装パネル壁： ○(図面による) * スイッチボックス深さ30mm、中型四角アラレットボックス深さ36mm * ( )
<金属樹脂管配線(PF, CD管)>	
2.3.7 位置、ジョイントボックス	* 位置ボックス及びジョイントボックスの使用区分 天井や壁に埋込： ○(図面による) * 大型四角及び八角コリートボックス深さ75mm又は54mm * ( ) 二重天井隠し： ○(図面による) * 中型四角アラレットボックス深さ36mm * ( ) コリート壁、ブロック壁埋込み： ○(図面による) * 中型四角アラレットボックス深さ36mm * ( ) 木造壁、内装パネル壁： ○(図面による) * スイッチボックス深さ30mm、中型四角アラレットボックス深さ36mm * ( )
<バスダクト配線>	
2.9.2 バスダクトの敷設	* エキスパンションバスダクト： * 設ける * 設けない * 図面による * ( )
<ケーブル配線>	
2.10.1.4 ちょう架配線	* ちょう架配線： ○標準図（電力30）による * ( )
2.10.1.5 二重天井内配線	* ケーブルを二重天井内に敷設する場合： * 標準図（電力31）による * ( )
2.10.1.7 垂直ケーブル配線	* 配線室等において、ケーブル頂部を構造体に固定し、垂直につり下げる配線する垂直ケーブル： ○標準図（電力32）による * ( )
2.10.1.9 テープケーブル配線	* 平形保護層工事に使用する附属品： * 平形保護層 * ジョイントボックス * 差込接続器 * ( )
<地中配線>	
2.12.3 マンホール等の敷設	* マンホール、ハンドホールの構造及び性能： ○標準図（電力68～70）による * 図面による * ( ) 鉄蓋の構造及び性能： 中耐重型（ただし、道路又は駐車場では重耐重型とする） * ふたの材質： 鋼鉄製
2.12.4 管路等の敷設	* 管と建物との接続部： ○標準図（電力74）による * ( ) * 架空配線からの引込み： ○標準図（電力76）による * ( ) * 地中配線（高圧及び低圧幹線以外）の標識シート等： * 設置する * 設置しない
	株式会社 河合建築設計事務所 初吹住宅電気工事(第3工区)
	一級建築士番号 第100481号 河合達雄 印 電気設備工事特記仕様書3/5
	E C 検査 製図 設計 H29年2月 愛知県建設部建築局公営住宅課

項目	特記事項
2.12.5 ケーブルの敷設 <接 地>	* 標識シート：※低圧幹線、高圧又は特別高圧の地中配線に設ける ・低圧幹線、高圧又は特別高圧以外の地中配線に設ける * 埋設標の敷設：○標準図（電力75）による・（ ）
2.13.14 設置極位置等の表示 <電灯設備>	* 接地極埋設標：・標準図（電力65）による・（ ）
2.14.1 配 線	* 屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線：○標準図（電力25～27）による ・（ ）
2.14.3 機器の取付け及び接続 <動力設備>	* 吊ボルト等による支持点数：○標準図（電力2）（背面形式）の器具取付穴ボルト用の数・製造者の標準の背面形式 * ダウンライト器具の取付け：○標準図（電力27）による・（ ）
2.15.1 配 線	* 電動機への配線のうち電動機端子箱に直接接続する部分：○標準図（電力33）による・（ ）
2.17.2 受雷部	* 突針支持管及び取付金具の取付け：○標準図（電力56）による・（ ） * 受雷部の構成部材相互及び引下げる導線との接続：※標準図（電力57）による・（ ）
2.17.3 引下げる導線	* 鉄骨及び鉄筋との接続等：標準図（電力58）による（溶接・圧着・ねじ締め※ボルト締め・（ ））
2.17.4 接地極 <施工の立会い及び試験>	* 板状接地極、垂直接地極及び放射状接地極（水平接地極）：○標準図（電力60）による・（ ） * 環状接地極及び網状接地極：○標準図（電力60）による・（ ）
2.18.2 施工の試験	* 接地抵抗測定（構造体接地、環状接地、網状接地、基礎接地の場合）：時期（ ）回数（ ） * 照度測定（一般照明）：※行う・行わない
<b>■電気編 3編 受変電設備工事■</b>	
<b>■電気編 1章 機材■</b>	
1.1.3 キャビネット	* キャビネット：※鋼板製・ステンレス製
1.1.5 盤内器具類	* 積算計器 計量法による検定付き：※適用する・適用しない * 盤に取付ける器具の表示：・標準図（機器の図記号及び文字記号）による・図面による ・JEM1090による基本器具番号・JEM1093による基本器具番号・（ ）
1.2.2 構造一般	* 高圧スイッチギヤの形：・CX形・CW形・PW形
1.2.4 導電部	* 定格電流（ ） 定格短時間耐電流（ ）
1.5.2 構造一般	* 低圧スイッチギヤの形：・CX形・CS形・CW形・FW形
1.5.4 導電部	* 定格電流（ ） 定格短時間耐電流（ ）
1.8.2 構造一般	* スイッチギヤ：・CX形・CW形・PW形・MW形
1.10.1 交流遮断器	* 操作方式：・手動ばね操作方式・電気操作方式（電気ばね・電磁）
1.10.3 高圧進相コンデンサ	* 絶縁方式（ ）
1.10.4 直列リアクトル	* 直列リアクトル：・油入れ・モールド * 最大許容電流値を超過する場合：（ ）
1.10.8 高圧負荷開閉器	* 引込柱：・避雷器内臓・避雷器非内臓
1.13.3 キャビネット	* キャビネット：※鋼板製（厚さ1.6mm以上）・ステンレス製（厚さ1.2mm以上）
1.13.5 性能	* 低圧回路の監視性能 絶縁の経時変化の表示：・有・無
<b>■電気編 2章 施工■</b>	
2.1.1 キューピカル式配電盤等	* 基礎：・標準図（受変電1）による・（ ）
<b>■電気編 4編 電力貯蔵設備工事■</b>	
<b>■電気編 2章 機材■</b>	
2.2.1 一般事項	* UPS：・常時インバータ給電方式・ラインインターラクティブ方式・常時商用給電方式
2.2.7 性能	* 停電補償時間：
<b>■電気編 5編 発電設備工事■</b>	
<b>■電気編 1章 機材■</b>	
性 能	* 発電装置の運転時間：※図面による・（ ） * 排気ガス排出規制： * 耐地震力： * 原動機の防音パッケージ周囲1mにおける運転音：・70dB(A)以下・90dB(A)以下・（ ） * 共通台板・共通台板のストップの耐地震力：※図面による・（ ） * 外部用端子：・設ける・設けない * 表の*印のうち、適用するもの（ ） * 適用機器等：※図面による・（ ） * 原動機の排気ガスの空素酸化物の規制値（ ）以下 * 燃料油 軽油：・1号・2号・3号・特3号（JIS K 2204） 重油：・1種(A種)1号・1種(A種)2号（JIS K 2205） * 燃料ガス：・天然ガス系都市ガス「13A」・天然ガス系都市ガス「12A」

項目	特記事項
配管材料等 <燃料電池発電装置>	* 燃料、冷却水、排気、始動用空気、換気等の主要配管材料：・図面による・（ ）
1.5.1 一般事項	* 燃料電池発電装置（出力10kW以上）：※りん酸形燃料電池・（ ）
1.5.3 燃料電池装置	* 運転方式 系統連系しないもの（ ）
1.5.3.2 制御装置	* 運転時間（ ）
1.7.1 一般事項	* 設置条件（温度）：※1.5.1(f)(1)、(2)による・（ ）
1.7.2 太陽電池アレイ	* 燃料電池装置の出力電気方式：・三相3線式・単相3線式
1.7.3 接続箱	* 遠方監視用端子：・設ける・設けない
1.7.4 パワーコンディショナ等	* 表1.5.3の*印のうち、適用するもの（ ）
1.8.1 一般事項	* 太陽光発電装置：※系統連系形・（ ） 自立運転：・行う※行わない
1.8.2 風車発電装置	* 公称出力：※図面による・（ ）
1.8.3 制御盤	* 低圧用SPDの性能：※表1.7.2による・（ ）
1.9.4 小形燃料電池発電装置	* 交流出力電圧：・100V・200V 出力電気方式：・三相3線式・単相3線式・単相2線式
1.10.1.2 原動機の試験	* 遠方監視用端子：・設ける・設けない
<b>■電気編 2章 施工■</b>	
2.1.1 耐震処置	* 地震力：※図面による・（ ）
2.1.6 主燃料槽等	* 主燃料槽の据付け：・標準図（発電3）による・（ ） * 燃料小出層の据付け：・標準図（発電6）による・（ ）
2.1.7.1 配管一般	* 横引き管等の耐震支持：・標準図（電力35）による・（ ） * 建築の構造体が免震構造、制震構造等：※該当しない・該当する（横引き管の耐震支持：（ ）） * 耐震安全性の分類（表2.1.2）：・一般の施設※特定の施設 * 配管識別の方法：・標準図（発電9）による・（ ）
2.1.7.2 燃料系統配管	* 埋設標の仕様：・標準図（電力125）による・（ ）
2.1.7.5 排気系統配管	* 3方向のストップ：・標準図（発電7）による・（ ） * 排気管の断熱材（屋内）：※ロックウール等厚さ75mm以上・（ ） * 排気管と煙突の接続：・標準図（発電8）による・（ ）
2.7.6 風力発電設備の試験	* 表2.7.5「施工の試験」の*印のうち、適用するもの（ ）
<b>■電気編 6編 通信・情報設備工事■</b>	
<b>■電気編 1章 機材■</b>	
1.3.2 光コネクタ	* 光ファイバ接続コネクタ：※SCコネクタ・（ ）
1.3.3 BNCコネクタ	* 同軸ケーブル接続コネクタでJIS C 5412の仕様によらないもの（テレビ共同受信設備、テレビ電波障害防除設備以外）（ ）
1.3.4 電話用コンセント	* 電話用コンセント：・6極2心用モジュラジャックを用いた自動落式ふた付きコンセント・（ ） * 電線接続：・差込み式・（ ）
1.4.2 端子盤等	* 形式等：・標準図（通信1、3、4）による・（ ） * 端子盤及び集合保安箱（屋内用キャビネット）：※鋼板・ステンレス鋼板
1.4.4 端子類	* 端子板：・標準図（通信2）による・（ ） * UTPパッチパネル モジュラ形：※24ポート・（ ） * 光ファイバパッチパネル 光コネクタ：※12ポート・（ ）
1.4.5 通信用SPD	* 通信用SPDの性能：・カテゴリC2・カテゴリD1・（ ）
1.7.2 マルチサイン装置	* 形式等：・標準図（通信7、8）による・（ ） * 操作制御部スキャナ：・設ける・設けない * 発光ダイオード式表示盤 外殻：※鋼板製・ステンレス鋼板製 表示面の性能：画素ピッチ、画面サイズ、輝度、表示画像、全画面ドット数、その他（ ）
E D	
株式会社 河合建築設計事務所 初吹住宅電気工事(第3工区)	
一級建築士番号 第100481号 河合達雄 印 電気設備工事特記仕様書4/5	
検 図 製 図 設計 H29年2月 愛知県建設部建築局公営住宅課	